

平成26年 第12回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 平成26年12月25日(木) 午後15時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 13名
 - 1番 金崎 均 2番 水町 茂 3番 大西 準一
 - 5番 森崎 英明 6番 木浦 由子 7番 森 清一
 - 8番 永友 祥一 10番 加藤 重喜 11番 坂本 幸
 - 12番 宇治橋 俊美 13番 永友 清太 14番 渡瀬 俊弘会長 坂本 弘志
4. 欠席委員
なし
5. 議事日程
 - 第1 議席の決定について
 - 第2 農業委員担当区の決定について
 - 第3 議事録署名委員及び会議書記の指名
 - 第4 会期の決定(別記のとおり)
 - 第5 諸報告
 - 第6 議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 第7 議案第59号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について
 - 第8 議案第60号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
 - 第9 議案第61号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について
6. 事務局職員 事務局長 鳥井和昭 局長補佐 三笠浩三
係 長 永友亜紀子

(開会15時00分)

[事務局]

定刻になりましたので、ただいまから平成26年第12回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。まず、農業委員の方々から自己紹介をお願いしたいと思います。この度、農業委員に選出されました水町委員よりお願いいたします。

[2番]

皆さんこんにちは。議会構成が変わりまして議会選出の農業委員として2年間務めさせていただきます。私、今回2回目でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

[事務局]

ありがとうございました。それでは金崎委員から順番に自己紹介をお願いします。

[1番]

前回は水町さんと隣の席だったような気がいたします。今回も隣です。よろしくお願いいたします。

[3番]

大西です。よろしくお願いいたします。

[5番]

こんにちは。JAの理事の選出という事でお知らせいただいております。森崎です。よろしくお願いいたします。

[6番]

青木と老瀬を担当しています木浦です。よろしくお願いいたします。

[7番]

森清一です。鳴野・正祐寺それから染ヶ丘一帯を担当しております。よろしくお願いいたします。

[8番]

小丸川土地改良区からの選出の永友です。現在は何もしてません、これ1本で頑張っています。よろしくお願いいたします。

[10番]

NOSA I組合から選出の農業委員でございます。地区は南高鍋の方が主です。よろしくお願いいたします。

[11番]

坂本です。地区は南牛牧・牛牧・中尾を担当しております。よろしくお願いいたします。

[12番]

宇治橋です。担当は上永谷・越ヶ溝・南高鍋です。よろしくお願いいたします。

[13番]

永友清太です。担当は持田・家床、水田地帯が主になっております。よろしくお願いいたします。

[14番]

地域は市の山です。副会長を仰せつかっております。よろしくお願いいたします。

[15番]

7月から会長をさせていただいております坂本です。よろしくお願いいたします。

[事務局]

ありがとうございました。それでは引き続き事務局職員を紹介します。

農業委員会事務局長の鳥井と申します。よろしくお願いいたします。

事務局長補佐の三笠と申します。よろしくお願いいたします。

農地農政係長の永友と申します。よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。坂本会長、会の進行をよろしくお願いいたします。

[議長]

それでは始めたいと思います。本日の委員13名中全員が出席です。農業委員会等に関する法律第21条3項により総会は成立しております。

これより議事に入ります。まず日程第1の「議席の決定について」事務局より説明をお願いします。

[事務局]

お手元の資料をご覧ください。議席の指定案というのが1番上にあると思い

ます。日程第1「議席の決定について」。議席の決定について説明・提案いたします。第11回総会にてご同意いただきました徳久委員の辞任に伴い、新たに議席の決定を行うものであります。

新たな議席につきましては今回、議会推薦委員としてご就任いただきました水町議員に、徳久委員の議席でありました2番委員となっただき、その他の委員につきましては現在の委員議席でお願いしたくご提案いたします。ご審議の程よろしくお願いいたします。

[議長]

ただいま事務局より議席の決定について説明がありましたが、ご意見・ご質問はありませんか。【異議なしの声あり】

それでは事務局の説明について賛成の方の起立を求めます。起立全員と認めます。よって議席の決定については事務局の提案通りといたします。

続きまして、日程第2の「農業委員担当区の決定について」事務局より説明をお願いいたします。

[事務局]

次のページであります「農業委員担当区域の決定について」を提案させていただきます。農業委員担当区域につきまして説明させていただきます。

第11回総会にてご同意いただきました徳久委員の辞任に伴い、新たに農業委員担当区と農地転用等現地調査担当者の提案をするものでございます。新たな農業委員担当区につきましては、今回議会推薦人としてご就任いただきました水町委員に徳久委員の担当区であります図面番号でいう所の3番の蚊口地区が主になりますけれども委員となっただき、その他の委員につきましては現在の担当区でお願いしたくご提案申しあげます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

[議長]

ただいま事務局より農業委員担当区の決定について説明がありましたが、ご意見・ご質問はありませんか【質疑なし】

ないようですので、それでは事務局の説明について賛成の方の起立を求めます。起立多数と認めます。よって農業委員担当区の決定については事務局の提案どおりといたします。

続きまして、日程第3の議事録署名委員及び、会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会会議規則第9条第1項の規定による議事録署名委員についま

しては、議長指名とさせていただきます。本日の議事録署名委員には、1番金崎均委員、2番水町茂委員を指名いたします。なお本日の会議書記には、事務局職員の三笠浩三局長補佐を指名いたします。

日程第4の「会期の決定」については別記のとおり、本日12月25日の一日間とすることについて、ご異議はございませんか。【異議なしの声あり】

異議なしと認めます。よって会期は、本日12月25日の一日間と決しました。

議事日程第5の諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

2ページをお開きください。諸報告、業務報告12月、2日火曜日、平成26年第3回高鍋町議会臨時会が開催されております。会長・鳥井が出席しております。12日金曜日、平成26年第4回高鍋町議会定例会本会議、この日に議会が開会しております。会長・鳥井が出席しております。16日火曜日、平成26年第4回高鍋町議会定例会一般質問。会長・鳥井が出席しております。17日水曜日、平成26年第4回高鍋町議会定例会一般質問。会長・鳥井が出席しております。18日木曜日、平成26年第4回高鍋町議会定例会総括質疑が行われております。会長・鳥井が出席しております。同じく18日木曜日、現地調査が行われております。森委員・渡瀬副会長・加藤委員、事務局からは永友係長が出席しております。22日月曜日、宮崎県農業会議第407回常任議員会議が宮崎県トラック協会で開催されております。会長が出席しております。25日木曜日、平成26年第4回高鍋町議会定例会本会議、本日が閉会となっております。会長・鳥井が出席しております。議会につきましては、水町議員も出席しております。25日木曜日、農業委員会総会本日は。全委員・全職員が出席しております。26日金曜日、高鍋町農業再生協議会臨時総会が高鍋町役場第1会議室にて開催されます。会長・鳥井が出席予定です。26日金曜日が仕事納め式となっております。

続きまして、業務計画1月です。5日月曜日、平成27年仕事始め式が高鍋町役場第1会議室にて開催されます。会長・全職員が出席予定です。5日月曜日、平成27年賀詞交歓会がホテル四季亭で開催されます。会長・鳥井が出席予定です。21日水曜日が現地調査となります。9時からです。会長・永友祥一委員・金崎委員、事務局からは鳥井・永友係長が出席予定です。23日金曜日、宮崎県農業会議第408回常任議員会議が宮崎県庁7号館で開催されます。会長が出席予定です。28日水曜日が農業委員会総会となります。14時から役場第3会議室で行われます。全委員、全職員出席予定です。以上です。

3ページをご覧ください。県進達経過報告を申し上げます。平成26年11月28日、農業委員会総会承認分です。農地法5条申請、平成26年11月21日に現地調査を行っております。

借受人 ○○○○、貸渡人 ○○○○、転用目的は太陽光発電施設で問題はありません。

譲受人 ○○○○、譲渡人 ○○○○、転用目的は農業用倉庫敷地の拡張で問題はありません。

譲受人 ○○○○、譲渡人 ○○○○、転用目的は賃貸住宅建築で問題はありません。

借受人 ○○○○、貸渡人 ○○○○、転用目的は営農型太陽光発電事業で問題はありません。

12月22日付けで許可となっております。

続きまして、4ページをご覧ください。「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」。

1番 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○、農地の所在 大字○○字○○○○番 畑 38㎡ 他3筆。取得日は昭和62年10月9日、相続によるものであっせんの希望はありません。

2番 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○、農地の所在 大字○○字○○○○番 畑 1,166㎡ 他7筆。取得日は平成21年10月16日、相続によるものであっせんの希望はありません。

続きまして、5ページをご覧ください。「農地の時効取得に関する通知について」。

1番 大字○○字○○ ○○番 田 467㎡。取得日 平成5年12月31日。
権利者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○、義務者 ○○ ○○ ○○番
死亡者 ○○○○。以上です。

[議長]

ただいまの報告について、ご質問・ご意見はございませんか【質疑なし】
それでは質問等ないようですから、以上で諸報告を終わります。

日程第6 議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

8ページをご覧ください。議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請について」。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 3,516㎡ 他25筆。貸付人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、借受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。この件につきまして担当の金崎委員よりご説明をお願いします。

[1番]

説明いたします。お分かりの通り親子関係であります。〇〇〇〇君は10年ほど前からお父さんの跡を継いでと言いますか一緒に、お茶を主体として千切り大根・米をやっておられます。一生懸命やっておられて、将来が楽しみな青年でもあります。〇〇〇〇さんが農業者年金を受け取る年齢になられたという事で、この度経営移譲したいという事です。一生懸命やっておられて別に問題ないかと思えます。よろしくお願ひいたします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[7番]

報告いたします。12月18日午前9時から、渡瀬副会長・加藤委員、事務局から永友係長、私4人で現地調査を行いました。〇〇〇〇さんは自宅を中心に水田と畑、合計26筆あります。地目別に申し上げますけど、水田が6筆すべて水稲の後トラクターによる耕運がなされてありました。畑につきましてはほとんどお茶が植付けられており、一部で千切り大根が作付されております。すべての農地が有効利用されており、何ら問題ないという風に考えます。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

13ページをご覧ください。農地法第3条調査書を添付しております。農地法第3条第2項各号に該当した場合には、許可出来ないこととなっておりますが、すべてに該当していない為、許可要件を満たしていると考えます。息子さんの〇〇〇〇さんは10年ほど前から一緒に農業をされてますので、問題はないと思えます。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

[事務局]

10ページをご覧ください。続きまして2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇〇〇番 畑 1,048 m²。貸付人 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇〇〇、借受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。この件につきまして、担当の坂本幸委員よりご説明をお願いします。

[11番]

説明いたします。〇〇〇〇様と〇〇〇〇様の3条による利用権設定の許可申請です。場所はやまばと保育園から西に20mくらい行った所から右に入っただくと、〇〇〇〇の事務所があるんですけども、一番最初の角にあります。〇〇〇〇さんは畜産もされておられて、今度借りた畑に飼料を植えるという事ですのでよろしくをお願いします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[7番]

報告します。この土地はですね、牛牧地区にある畑で現地調査の時はトラクターで耕運がなされてあって、飼料作物の作付がいつでも出来るような状態にありました。何も問題はないという風に思います。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

14ページをご覧ください。この件につきましても農地法第3条第2項各号すべてに該当していない為、許可要件を満たしていると考えます。〇〇〇〇さんは申請地周辺で飼料作物を栽培されていて、今回の申請地でイタリアンを栽培するという事で問題はないという風に思います。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、意見・ご質問はございませんか

[2番]

イタリアンというのは何ですか

[委員さん達]

牛のえさ。草です。

[議長]

他には何かありませんか。それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

[事務局]

続きまして3番、農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 6452 m²。貸付人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、借受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。この件につきまして担当の金崎委員よりご説明をお願いします。

[1番]

説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇君は親子関係であります。〇〇〇〇君は8年ほど前から経営に参加されております。〇〇〇〇さんは〇〇という住所ではありますが、〇〇地区です。ご存知の通り〇〇〇〇さんです。高鍋でも3本の指に入るような大規模的にお茶専門でやっておられます。この度、〇〇〇〇さんも年齢が65才になられるという事で農業者年金を受給したいという事で経営移譲されるそうです。〇〇〇〇君も将来的には自宅に帰る予定ですが、まだ若いので別々に住んではおりますが、一生懸命やっておって彼も将来大事な後継者だと思います。よろしく願いいたします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[7番]

今、金崎委員が言われたように現地調査をいたしました。茶園がきちんと管

理してあって何ら問題はないかという風に考えます。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

15 ページをご覧ください。この件につきましても農地法第3条第2項各号すべてに該当していない為、許可要件を満たしていると考えます。今回、〇〇〇〇さんは経営移譲に伴って高鍋の農地1筆使用貸借する訳ですが、川南町の方に田んぼが3反ほどあって、畑が7丁2反ほどありお茶を中心にされているという事です。問題ないと思います。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

[事務局]

11 ページをご覧ください。続きまして4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇〇〇番 田 1,066 m² 他14筆。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。この件につきまして担当の坂本弘志委員よりご説明をお願いします。

[15番]

説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親子関係です。農地は竹嶋地区内にあります。〇〇〇〇さん親子は同じ敷地内にそれぞれ別棟で住宅があります。この度お父さんの〇〇〇〇さんから息子さんの〇〇〇〇さんに生前贈与という事です。農地は適正に管理されておりますので、よろしくをお願いします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[7番]

報告いたします。この申請は水田が15筆。竹嶋地区にありますたばこ共同乾燥場の北側に9筆、県道高鍋木城線を挟んだ所に6筆、すべてきちんと手入れがされて有効活用されているようです。何ら問題ないという風に考えます。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

16ページをご覧ください。この件につきましても農地法第3条第2項各号すべてに該当していない為、許可要件を満たしていると考えます。現在も〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの間すでに経営移譲が行われており、使用貸借契約もありました。それを今回贈与という形で所有権移転の申請をされるいう事で問題ないと思います。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

次に日程第7 議案第59号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

17ページをお開きください。議案第59号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」です。

農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 176㎡です。申請人 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。転用目的は太陽光発電施設となっております。担当の木浦委員よりご説明お願いいたします。

[6番]

説明します。この土地はほとんどが宅地なんですね。その横に少しだけ農地が混じってそこに太陽光を設置しているんです。この農地が4条で許可申請

が出されております。よろしく申し上げます。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[14番]

報告いたします。この場所は老瀬公民館のすぐ裏側になります。木浦委員の言われた通りです。これは無許可転用のような気がしてなりません。事務局の補足で説明をよろしく申し上げます。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は周辺農地の広がりから第1種農地と判断されます。転用目的は太陽光発電施設の設置であります。この案件につきましては追認となります。いわゆる無許可転用となります。申請者につきましては、この後の案件であります5条につきましても追認で申請が提出されているところであります。現場につきましては、道路の高さ程度に盛土をし、整地後基礎を設置しソーラーパネルの取り付けを行い、周囲にフェンスを設置しております。転用申請面積は176となっております。

設置箇所は第1種農地であります。設置箇所には宅地が含まれており、特例措置といたしまして「申請にかかる農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業に供するために行うものであれば、申請にかかる事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請地に係る第1種農地の面積の割合が3分の1を超えないもの」については転用許可対象となります。したがって、申請の全農地が転用許可対象となります。

事業費につきましては、設備一式で〇〇円となっております。申請地の北側は申請者の所有地、東側は水路・里道、南側は雑種地、西側は町道であり、転用により隣接地に被害をおよぼすことはないということです。追認となりますので始末書が添付されております。

この後、追認として5条申請で出て参ります太陽光発電施設については撤去の指導をし、平成27年1月17日までに撤去し、現状復帰する旨の確約書が添付されております。

この案件につきましては、今年の10月に発覚し宮崎県との協議も数回行い、当事者へは事情の聞き取りと、今後の対応につきまして数回の協議を行ってき

たところであります。

許可につきましては、5条申請の無許可転用設備の撤去が平成27年1月17日までに完了していない場合、宮崎県からの許可は出ないと判断いたしております。なお、経済産業省の設備認定通知書、九州電力からの工事費負担請求書が添付されております。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか

[事務局]

先ほどの条項を詳しく説明いたしますと、宅地があるんです。宅地は転用許可はいりませんので、宅地の部分に太陽光を作っても農業委員会としては問題はないんです。宅地と一緒に同一事業でそれをする場合は、例えば宅地が200㎡、農地が100㎡、足したら300㎡になるんですけども、その全体の事業農地の3分の1までは農地の転用が出来るというようになっているんです。200㎡の宅地と100㎡の農地が300㎡、3分の1が100㎡になりますので、農地につきましては1種農地であっても転用できるという風な条項がございますので、この案件につきましては、追認ではございますけれどもその条件を満たしているという事になります。

[2番]

という事は申請しなくても

[事務局]

申請はしないとはいけません。撤去の指導はしてきたところですよ。そういう情報がございましたので、県とも協議しまして追認という事で方向性を決めました。ただし5条でこの方の分がもう一ヶ所あるんです。無許可で転用されている所があるんです。そこにつきましても宅地が含まれていますので、3分の1要件で転用いたしますけれども、はみ出した太陽光施設があります。それにつきましては来年の1月17日までに撤去するという確約書が付いています。県の審査会が1月23日にありますので17日までに撤去されていない場合は宮崎県からの許可がおりないという事になっております。無許可で転用しているものにつきましては、県としては許可は出せないというふうに判断しているところです。施設は作っておりますけれども、九州電力への売電はいたしておりません。4条の宅地と農地が混在する部分につきましては、宅地部分は売電しておりますけれども、農地部分はつないでないです。今度5条で出て

きます宅地と農地が混在している部分につきましては、すべて売電はしておりません。

[2番]

その農地の部分を撤去しなさいという事ですね。

[事務局]

そうです。3分の1要件に入っていない部分の農地に設置してある太陽光発電施設につきましては撤去して現状の畑に戻してくださいというふうな指導をしておりますし、確約書も付いております。

[5番]

例えば設置場所が1haあって隣接地に1種農地が30aあった場合はそこは認められるという事なんですか

[事務局]

そうです。

[5番]

特例でなくても通常認められるという事

[事務局]

特例という言い方が適当じゃなかったかもしれませんが、1丁あって300㎡の農地。農振がかぶってなくて白字で1種2種3種だったら転用が出来ます。青地だったら転用は出来ません。

[13番]

この4条の方も5条と同時期に設置されてたんでしょうか

[事務局]

4条で出ている分はメーターを見たら7月の頭に設置されておりました。5条で出てくる分が今年の8月末に発覚いたしましたので4条の方が先ではないかと思えます。

[議長]

他に質問ないようでしたら、この4条を採決したいと思いますけれどもよろ

しいでしょうか【質疑なし】

それでは本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

次に日程第8 議案第60号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

22ページをお開きください。議案第60号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 238 m² 他1筆。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇・〇〇〇〇。転用目的は一般個人住宅となっております。担当の森崎委員よりご説明をお願いいたします。

[5番]

説明いたします。この土地につきましては、木城高鍋線にアタックスがありますが、そこの西側の道路を進入して勤労者体育館があります。その中間地点になります。東側に道路、三方が住宅という事でブロック塀がしてあります。ほとんど住宅地でありまして、周囲に雨水が入らないようにブロック塀の設置をするという事で現在もしてあります。汚水につきましては合併浄化槽を設置して排水するという事です。ほとんど住宅地という事ですので問題ないと思います。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[10番]

現地調査の報告をいたします。4名ほどで現地調査をいたしました。今、森崎委員の言われた通り、周りは住宅で東の方に勤労者体育館と木城線の道路がありますが、その道路が東側にあって三方が宅地で現在、家が建っております。問題はないと思われれます。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画用途地域、第2種中高層住居専用地域に用途区分が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。転用目的は一般個人住宅であり、譲受人は現在高鍋のアパートに居住しておりますが高鍋町に永住したいと土地を探していたところ、譲渡人所有の当概地申請地が適地と判断し、今回の申請に至ったものであります。

申請地は第3種農地となるため転用許可対象となります。雨水についてはブロック塀を設置し周辺に流れ込まないように留意し、汚水については合併浄化槽を設置することとなっております。

事業費は、土地代〇〇円、建設費〇〇円、合計〇〇円となっております。資金につきましては金融機関の融資に関する審査結果通知書が添付されており、事業費的には問題ないと判断いたします。なお、合併浄化槽設置、排水路への接続について確約書が添付されております。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

[事務局]

続きまして2番です。大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 581 m²。貸付人 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、借受人 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。転用目的は、露天資材置場・露天作業場となっております。担当の大西委員よりご説明お願いいたします。

[3番]

説明いたします。〇〇〇〇さんは今〇〇です。〇〇県におられて、この土地は30ページにあるように県道高鍋高岡線にあります。太平寺うどんのすぐ西側にある土地です。この土地は太陽光発電をする予定で造成をしております。今までは竹林で、造成して太陽光発電にしようという事だったらしいですけど、太陽光発電は現在出来ないという事で工事は差し止めております。この建設会社は庭師もしておられるそうで、この土地に作業場を作り、木くずなどをそこに置こうという事で雨水については地下浸透にするという事だそうです。この

土地の賃借料は月〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[14番]

報告いたします。担当の大西委員の説明通りであります。太平寺うどんのちょうど上に竹山と一緒にこの畑を造成したようです。だいたい 4,000 m²ある中の 581 m²です。建設会社ですので資材置場・作業場という事でかえって立派になったかなという思いがしております。よろしく申し上げます。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は周辺農地の広がりから 10ha 未満であることから第2種農地と判断され、転用許可対象農地となります。賃借人は〇〇で土木工事一式・造園工事業を営んでおり、児湯郡内で事業を展開するにあたり露天資材置場・露天作業に適した場所を探していたところ、知り合いの紹介で当概地を最適地として今回の申請に至っております。

転用目的は露天資材置場・露天作業場となっており、転用面積は 581 m²となっております。申請地隣地には被害をおよぼさないよう充分留意することとなっており、敷地は周りをロープで囲み、雨水は浸透式、排水は出ないという事となっております。転用に要する費用は農地を埋め立てることもなく、そのまま利用できるという事で、事業費的にはかからないという事でございます。なお、今回の転用による被害が及ばないよう確約書が添付されております。また、本申請地は四季彩のむら周辺にあたるため、整然とした管理をお願いしたいと考えているところでございます。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、意見・ご質問はございませんか

[2番]

場所は分かったんですけど、出入口はどうなっているのでしょうか。西都線から入っていくんですか

[事務局]

四季彩のむらからです。

[議長]

他には何かご質問等ありませんか【質疑なし】

それでは他に質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

[事務局]

続きまして3番です。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 109㎡。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇です。この件につきましては担当が先ほど決定いたしましたので、地区担当の部分につきましては事務局の方で説明させていただきます。ご了承ください。

説明いたします。高鍋駅に向かって駅通りを進んでいきますと、蚊口橋通称鯨橋があるんですけど、そこを渡ってすぐ左折しまして150mほど行った所の東側にありますちょうど申請者の〇〇〇〇さんの裏側にあたりまして、平成4年くらいから既に駐車場として利用されていたとの事です。34ページをご覧くださいと分かるかと思うんですけど、車が4台ほど止められるようになっております。以上です。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[10番]

ご報告いたします。今、説明があった通りですが西の方は宮田川です。川の堤防が道路になっております。そして北の方も道路、申請地の周りは宅地で住宅があります。〇〇〇〇さんが、かなり昔から駐車場として使っていたという事で見たいは宅地だなという感じがいたしました。始末書も出してありますし、問題はないかなと思っております。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画用途区域、第1種住居地域に用途が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。

転用目的は駐車場で面積は109㎡となっております。申請地は第3種農地であるため、転用許可対象となります。駐車場とする目的は、店舗への来店者用の駐車場が無かったためであり、駐車場を探していたところ、譲受人店舗近くに当概申請地が見つかったため、今回の申請に至っております。すでに埋め立て済みであり、ブロックが土砂等の流出がないように完備されております。

事業費は、土地代金〇〇円となっております、預金通帳の写しが添付されております。事業費的には問題ないと判断いたします。なお、無許可転用となるため、始末書が添付されております。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

[事務局]

続きまして23ページをお開きください。4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 11㎡。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。転用目的は進入路となっております。担当の加藤委員より説明をお願いいたします。

[10番]

説明いたします。〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんと兄弟で、〇〇〇〇さんが兄にあたるそうです。37ページを開いてもらうといいんですが、緑色の所が侵入路がある所なんです、このうちの〇〇番が11㎡しかないんです。東の方は地目が山林という事です。現在は畑で野菜が作っております。今回、侵入路が〇〇〇〇さんの方に無いという事で兄さんと相談して侵入路を作るという事になったようでございます。よろしくをお願いいたします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[14番]

報告いたします。場所は10号線に本屋さんがありまして、その裏に細い道がございまして、それを100mくらいずっと入って行った先に西松屋という子供専門の洋服のお店の裏手になります。この通りは裏通りで道幅が狭くて車がやっと1台通れるような感じの場所です。〇〇〇〇さんが出入り口を作りたいという事です。加藤委員のおっしゃる通りだと思います。よろしくお願いします。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画用途区域、準工業地域に用途区域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。転用目的は進入路であり、面積は11㎡です。現在まで私有地の公衆用道路や兄の土地を進入路として利用しておりましたが、今後のことを考え、自分の宅地までの進入路を確保することとして今回の申請に至っております。

申請地は第3種農地となるため転用許可対象となります。雨水が周辺地に流れ込まないようにブロック塀を設置することとなっております。事業費は土地代は無償となっております。造成費は〇〇円となっております。資金については、金融機関の残高証明書が添付されており、事業費的には問題ないと考えます。また、汚水処理については汚水は出ないという事であります。雨水については舗装しない為、地下浸透させるとの確約書が添付されております。この案件につきましては無許可ですでに進入路として利用されていた為、始末書が添付されているところです。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

[事務局]

続きまして5番です。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 1,009㎡の内 216㎡が転用となります。貸付人 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、借受人 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。転用目的は太陽光発電施設となっております。

ります。担当の木浦委員よりご説明お願いいたします。

[6番]

これも先ほどと同じで、宅地部分のその横に農地部分があってそこに太陽光が作ってあるんですけども、その一部分を撤去して5条申請をされるという案件です。よろしくお願いいたします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[14番]

報告いたします。場所はですね〇〇の〇〇とありますが、老瀬の公民館の裏をずっと行った山手の場所です。道を隔てたら木城とのちょうど境目です。これも農業委員会を無視したようなやり方でこういう事をまかり通ったら困ると思うんですが…。始末書を書けば済むという問題ではないと私は思っています。条件付き撤去をするという確約書も付いておりますけれども工事業者も知らないはずはないと思うんですけどね。もっと周知徹底をやっていただきたいと思うところであります。皆さんの判断・ご意見をよろしくお願いいたします。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、周辺農地の広がりから第1種農地と判断されます。転用目的は太陽光発電施設の設置であります。この案件につきましては追認となります。整地後基礎を設置しソーラーパネルの取り付けを行い、周囲にフェンスを設置しております。転用申請面積は1,009㎡の内216㎡であります。設置箇所は第1種農地であります。一部宅地が含まれており、「申請にかかる農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業に供する為に行うものであれば、申請にかかる事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請地に係る第1種農地の面積の割合が3分の1を超えないもの」については転用許可対象となります。

事業費は土地につきましては使用貸借であります。設備一式で〇〇円となっております。申請地の北側、東側、南側は申請者の所有地、西側は道路側溝であり、転用により隣接地に被害をおよぼすことはないという事であります。追認となりますので始末書が添付されております。また、現在設置されておしま

す太陽光発電施設については許可出来ない部分もございますので、これについては撤去の指導をし平成 27 年 1 月 17 日までに撤去し、現状復帰する旨の確約書が添付されております。

この案件につきましては今年の 7 月末に発覚し宮崎県との協議も数回行い、当事者へは事情の聞き取りと今後の対応につきましては数回の協議を行ってきたところであります。許可につきましては宮崎県の許可になりますので、平成 27 年 1 月 17 日までに無許可転用設備の撤去が完了していない場合、宮崎県からの許可書は出ないと判断いたしております。

なお、経済産業省の設備認定通知書、九州電力から工事費負担請求書が添付されております。

図面でいう所の 4 1 ページをお開きください。ここに太陽光パネルの絵が書いてありますけれども、この絵全体に太陽光パネルが設置されてる状況です。次のページの形が転用申請の図になります。残りの部分については転用の許可となりませんので、ここに設置してある太陽光パネルについては来年の 1 月 17 日までに撤去するという事で確約書が提出されているところです。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、意見・ご質問はございませんか、はい 1 3 番

[1 3 番]

住宅地に隣接しているという事で無許可転用という説明がありましたが、宅地の方も同一じゃないといけないという事…

[事務局]

先ほどの 4 条と同じ要件ですね、1 種農地で 3 分の 1 までは出来るという事。3 分の 1 をはみ出した部分については撤去するという事ですね。ただ渡瀬副会長がおっしゃられたように始末書を出して許可するというのもいかなものかなと思うんですけど、農地法に照らし合わせてみると許可出来る部分もあるという事で追認という事で提出されているところです。当然、この撤去が終わらないとこの 4 条の許可書も出しませんので、すべて無許可転用している部分が片付かない限りは許可するような事はしないという事で事務局では話しているところです。

[8 番]

この案件は 7 月か 8 月頃のあの案件ですか

[事務局]

はい。

[8番]

わかりました。

[事務局]

この案件は見つかった段階で農業委員会の総会の時、その他だったんですけども、こういう事例が発生しましたという事で報告しておりました。この案件になります。

[11番]

県と協議した結果、この部分だけ退ければ今回は通していいという事ですか、県の方はどう言ってるんですか、撤去したら許可になるという事でしょ

[事務局]

県の方とも協議いたしまして、無許可転用している部分を無くせば追認ではありますけれども農地法の条件には合うので、許可は出来ると判断しているところです。

[14番]

始末書で済むというのであれば農業委員会はいらないと思うんですよね。まかり通れば。

[事務局]

おっしゃる通りだと思います。無許可でやったものをそのまま許可するんだったら農業委員会はいらないという事もあると思うんです。ただ追認追認であちこちで出ているんですけど、県とも協議いたしましてやってしまった事については重大な過失が向こうにあると判断します。法に照らし合わせた場合には許可の対象となるという事で、今回追認という事でいたしたところです。例えばこれが宅地がなくて、1種農地にそのまま太陽光がぼんっとあった場合には、許可の要件は全く満たしておりませんので、その場合には農業委員会は撤去の指導しか出来ないんですけれども、県の方になったら勧告とかいろいろ法的な手続きが出来ますのでそういう風な段取りを踏んでいくのではないかなと考えているところです。今回の場合は農地法に照らし合わせると許可出来る部分もあったという事で、関係機関と協議してこのような申請に至った次第です。

[5番]

この件も含めてですけど、太陽光に関しての法律という事ですか、3分の1許可

[議長]

この場所が第1種農地という事で、そこに宅地があって宅地とトータルで3分の1までは許可するという条項があるんですよ。

[事務局]

太陽光発電に限った事ではないです。

[5番]

他の事業についても3分の1については許可出来るという事ですね

[議長]

はい

[5番]

わかりました。

[2番]

事前着工はいけませんよね。許可を申請してそれから工事に入らないと、どこも工事をしてから申請するような状況が非常に多いんじゃないですか、この太陽光については。

[事務局]

事務局といたしましても農地パトロールの嘱託職員が1人いらっしゃいますので、これが発覚してからという訳じゃないんですけど無許可転用についてはパトロールを強化して、おかしいなと思ったらすぐ報告してくれという事で毎日農地パトロールをしているところです。以上です。

[議長]

他に何かございませんでしょうか

[事務局]

農業委員会事務局に来ていらっしゃる嘱託の方が農地パトロールをしておりますけれども、農業委員さん方も農地周りをされた際にいろいろ気づく事があ

と思います。気づいたら事務局の方に一報いただければ、その土地がどういう状況なのかを調べますのでお願いしたいと思います。

[議長]

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

[事務局]

続きまして6番です。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 499㎡。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、譲受人 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。転用目的は一般個人住宅となっております。担当の永友清太委員よりご説明をお願いいたします。

[13番]

説明いたします。譲受人の〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんのお孫さんになられます。現在は〇〇在住ですが、勤務地は〇〇だそうです。43ページの地図を見ていただきますでしょうか。場所は持田公民館から北に100mほど行った所です。東側は住宅、北側は分筆して残った〇〇〇〇さんの田が残ります。西側は雑種地で南側は道路です。〇〇〇〇さんが高鍋町に住みたいという事で土地を探していたところ、この土地がいいという事で〇〇〇〇さんから譲受けて住宅を建てられるとの事です。周囲にはブロックを付けて、雨水が流れ込まないようにし汚水は合併浄化槽を設置されて南側の道路との間の排水で処理するという事で問題ないかと思います。よろしくお願いします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[10番]

報告いたします。永友委員の言われた通りですが、南側は道路で西側は山林、現況は竹やぶになっておりました。北の方に田んぼがあつて刈り取った後がありました。東の方は水路を挟んで宅地で家を建てる準備がしてあつたような気がいたします。北の方に田んぼが1枚ありますけれどもきれいに刈つてあつたようなんですが、排水路が東側にあつたようですので問題はないように思います。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、周辺農地の広がりから第1種農地と判断されますが、住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して建設されることから転用許可条件を満たしております。長々と言いましたけれども、第1種農地で本来でしたら一般個人住宅は許可出来ないんですけれども、周りに家が立ち並んでおりますので集落に接続してあるという事で転用許可条件を満たしていると判断したしております。

転用目的は一般個人住宅となっており、転用面積は499㎡となっております。譲受人は現在〇〇のアパートに居住しており、高鍋町に永住したいという事で適地を探していたところ、祖母である譲渡人所有の当概地が適地として今回の申請に至ったものです。ブロック塀を作り、雨水が周辺に流れ込まないように留意し汚水については合併浄化槽を設置することとなっております。

事業費は〇〇で建築費が〇〇円となっております。金融機関の融資審査結果が添付されており、事業費的には問題ないと考えます。また、用水路に汚水が流れ込まないように合併浄化槽の設置、排水路への接続が記載された確約書が添付されております。小丸川土地改良区からは差し支えないと意見書が添付されております。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

次に日程第9 議案第61号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

49ページをお開きください。議案第61号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」。所有権移転です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 765㎡ 他3筆。所有権を

移転する者 ○○ ○○ ○○番地 ○○○○、所有権の移転を受ける者 ○○
○大字○○ ○○番地 ○○○○。担当の加藤委員よりご説明をお願いいたします。

[10番]

この農地は、私の担当は小嶋田ですけど面積が一番広いという事で私がまとめて説明いたします。この土地は○○○○さんがあっせんで買った農地を公社に買い上げてもらって利用権を設定していた農地でございます。この度買い取る時期が参りましたので、買い取るという事でございます。○○○○さんは年々規模拡大を図ってここに書いてあるようにかなりの面積を耕作しておられます。問題ないと思います。買取価格は○○円だそうです。よろしく申し上げます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

[事務局]

50ページをお開きください。利用権設定です。議案1番と2番につきましては議案作成のシステム上、再設定と新規作成を個別に作成する必要があるため分かれておりますけれども、貸人・借人・及び利用権設定内容も同一である事から一括して提案させていただきます。

1番 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 田 2,251㎡ 他5筆。利用権を設定する者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○、利用権の設定を受ける者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○。

2番 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 田 2,031㎡ 他3筆。利用権を設定する者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○、利用権の設定を受ける者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○。

一括して担当の永友清太委員よりご説明をお願いいたします。

[13番]

説明いたします。○○○○さんと○○○○さんは親子です。今回これまで利用権設定をしていた部分が再設定の時期を迎えまして、これを機に今まで利用権を踏んでいなかった4筆を新規で利用権の設定を結ぶという事です。再設定

の畑につきましては、住宅の横という事で菜園として活用していき、その他の田については今まで通り水稻を植えて管理していくという事ですので問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

51ページをお開きください。3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番畑 8,205 m²。所有権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の坂本幸委員よりご説明をお願いいたします。

[11番]

説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの強化法による利用権の設定です。8,205 m²で年間〇〇円となっております。耕作物としては甘藷を作るという事です。よろしくお願いいたします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

以上で、本日の議案のすべてを終わります。これをもちまして、平成26年第12回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(16時30分終了)

高鍋町農業委員会会議規則第9条の規定により、ここに署名する。

議 長 会 長

署名委員 1 番

署名委員 2 番